相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県苫田郡鏡野町土生一五九番地、最後の住所岡山県津山市小原一二六番地二〇

被相続人　亡　山本　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

事務所岡山市北区南方一―六―五司法ビル四階

相続財産管理人　弁護士　信長富士生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県周南市代々木通一丁目二五番地二、最後の住所山口県周南市代々木通一丁目二五番地

被相続人　亡　瀬禾クニ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

山口県周南市鐘楼町一番二二号月丘ビル三階　相続財産管理人　弁護士　通山　和史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市松福町一丁目三番地五、最後の住所香川県高松市松福町一丁目三番三号

被相続人　亡　山本ミツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

香川県高松市天神前五番二〇号　白井ビル二階　相続財産管理人　廣瀬　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡土庄町渕崎甲八四六番地、最後の住所香川県小豆郡土庄町渕崎甲八四七番地二

被相続人　亡　山上　惣太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南松浦郡新上五島町相河郷二四八番地二、最後の住所山口県下関市勝谷新町三丁目一番六号

被相続人　亡　近藤　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

福岡県宗像市日の里七丁目二三番地一六

相続財産管理人　江崎　一輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市大字上検地一二三番地一二〇、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　木村　信也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル六階

相続財産管理人　弁護士　奥田　克彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県姶良市蒲生町漆一五〇番地、最後の住所福岡市中央区大手門一丁目九番九一三号

被相続人　亡　菅野キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月十三日

事務所福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号サンハイツ舞鶴四〇六号

相続財産管理人　司法書士　中村　裕子

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成二十三年九月十三日

一　墳墓等所在地　東京都中野区沼袋二丁目一四八六―一、同一四八六―四、同一四八六―七A

一　墳墓等の名称　貞源寺墓地　中川家、渡辺家（管理人、長島）

一　死亡者の本籍及び氏名　中川家　いずれの本籍不詳、中川キヌ、中川尚子、中川信次郎　渡辺家　本籍不詳、渡辺繁夫

一　改葬を行おうとする者　東京都中野区沼袋二丁目一九―二八　宗教法人貞源寺　代表役員　藤木　雅清

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社アルク　株式会社アルク　東京都杉並区永福二丁目五四番一二号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十三年九月十三日

東京都杉並区永福二丁目五四番一二号

株式会社アルク

代表取締役　平本　照麿

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年九月十三日

兵庫県神戸市灘区六甲山町一ケ谷一番三二号

六甲摩耶鉄道株式会社

代表取締役社長　上田　均

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数	株券の番号
石井源次郎　神戸市中央区国香通四丁目二四	普通株式　一株	無
井上　安吉　大阪市北区沢上町七丁目二　楠博之方	普通株式　一株	無
伊藤　孫治　神戸市灘区桜口町四丁目四九	普通株式　一株	無
植田　岩吉　神戸市東灘区本山野寄山田一九―二	普通株式　四株	無
植田徳太郎　神戸市中央区野崎通三丁目四六	普通株式　四株	無
大北　邦夫　神戸市中央区北野町三丁目九番四号	普通株式　八六株	無
大和田寅吉　神戸市東灘区御影町石屋字辰巳四一六	普通株式　一株	無
金田一勝弥　大阪市住吉区田辺東町四丁目二二　高木勲方	普通株式　一九株	無
桑田　鶴吉　神戸市灘区西郷町大石四一	普通株式　一株	無
草深仙次郎　三重県津市大里山室町一一四　奥山悌三郎方	普通株式　一株	無
柴田　久蔵　神戸市灘区新在家石原一一四	普通株式　一株	無
堀田　純一　八尾市末広町四丁目九番五号	普通株式　六株	無
前田　乃婦　神戸市中央区脇浜町二丁目二〇七二	普通株式　四株	無
松原　啓之　神戸市中央区中山手通三丁目七一の一	普通株式　一株	無
八木コトク　神戸市兵庫区須佐野通三丁目三九	普通株式　一株	無
湯木　吾市　神戸市中央区北長狭通六丁目八一	普通株式　一株	無
吉間　捨松　神戸市中央区熊内橋通四丁目四五	普通株式　一株	無